

保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定（２号認定又は３号認定）を受けることができるのは、両親（両親と別居している場合は児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事由に該当する場合です。

保育の必要な事由		保育必要量
1 就 労	就労時間が月120時間以上 就労時間が月48時間以上120時間未満（就業時間により要相談） を常態とすること。	標準時間認定 短時間認定 （就労状況による）
2 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと。 （産前２か月、産後３か月（出産月を含む。））	標準時間認定 （標・短選択可）
3 疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を 有していること。	標準時間認定 （標・短選択可）
4 介 護 等	同居の親族（長期入院している親族及び児童の兄弟姉妹を含む。） を常時介護又は看護していること。	標準時間認定 （標・短選択可） （介護の度合による）
5 求 職 活 動	求職活動（起業の準備及び派遣者で就労先が未定の場合を含む。） を継続的に行っていること。（就労予定であること）	短時間認定
6 就 学	次のいずれかに該当すること。 （１）学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校、同法第124条 に規定する専修学校、同法第134条第１項に規定する各種学校その他これらに 準ずる教育施設に在学していること。 （２）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の７第３項に規定する 公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第１項に規 定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若し くは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23 年法律第47号）第４条第２項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受 けていること。	就労の区分と同様 （所要時間による）
7 育 児 休 業（継続園児のみ適用）	育児休業を取得する場合であって、育児休 業にかかる乳幼児以外の児童（兄・姉）が既に保育園等を利用しており、育児休 業中に保育園等を引き続き利用することが必要であると認められること。	短時間認定
8 児童虐待・DV	次のいずれかに該当すること。 （１）児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第２条に規定する 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 （２）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律 第31号）第１条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保 育を行うことが困難であると認められること（アに該当する場合を除く。）。	標準時間認定 （標・短選択可）
9 災 害 復 旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっていること。	実態により認定
10 そ の 他	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市が認め る事由に該当すること。	実態により認定